

第 42 回全国障害者技能競技大会における新型コロナウイルス 感染拡大防止のための具体的な措置

令和 4 年 9 月 28 日

(改正) 令和 4 年 10 月 24 日

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構

第 42 回全国障害者技能競技大会（以下「全国アビリン」という。）を開催・実施するに当たって、新型コロナウイルス感染拡大防止のため取り組むべき具体的な事項等を取りまとめたものである。

なお、当該内容は、現段階で得られている知見等に基づき作成しており、今後の知見の集積及び地域の感染状況を踏まえて、逐次見直すことがあり得る。

<用語の説明>

- ・ 全国アビリン…第 42 回全国障害者技能競技大会
- ・ 高障求機構…独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- ・ 選手…全国アビリン参加選手
- ・ 参加者…選手、選手介助者及び選手団引率者等
- ・ 競技委員等…競技委員、専門委員及び補佐員
- ・ ワークフェア…障害者ワークフェア 2022
- ・ 出展者…ワークフェア出展者
- ・ 入場者…参加者、技能デモンストレーション実施者、競技委員等、出展者、イベント出演者、一般来場者、高障求機構事務局及び設営業者等の全国アビリン会場内に入場する全ての者

1 競技委員会等の開催時の対応

(1) できるだけスカイプ、ズーム等の Web 会議、メール等により実施することとし、集合しての会議を実施するに当たっては、以下の事項に留意するよう、周知・徹底することとする。

① 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせること。

ア 体調が良くない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）

イ 同居家族や身近な知人等に新型コロナウイルス感染が疑われる方がいる場合

ウ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該国等の在住者との濃厚接触がある場合

② マスクを持参し、会場内では基本的にマスクを着用すること。

③ 会場に入場する際には、手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。

④ 会場内の座席の配置等に当たっては、参加者の距離（1 m 以上）を確保す

ること。距離を確保できない場合でも、仕切りのない対面での座席配置は避け、可能な限り対角に配置する、横並びにするなどの工夫をすること。

⑤ 競技委員会等が主催する懇親会等の開催は控えること。

⑥ 感染防止のために決めたその他の措置を遵守するとともに、高障求機構の指示に従うこと。

⑦ 競技委員等が会議終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症に関するPCR検査等で陽性となった場合又は新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、高障求機構に対して速やかに報告するとともに、関係機関が行う濃厚接触者の調査等に協力すること。

2 全国アビリン開催時の感染防止対策

【参考：資料1（注意事項）】

全国アビリンは、混雑を回避するため、IDカード（入場パス）を活用した入場受付を行う。

また、開会式については、選手等が一堂に会する形式を取りやめ、オンライン開催とする。

（1）全国アビリンの会場への入場者及び入場可能な会場の範囲については、下表のとおりとする。なお、一般来場者については、会場内の混雑状況等により、入場を制限する場合があるものとする。

入場対象者 及び役割	入場者数等	入場可能な会場 (入場日)
選手	・高障求機構が参加を決定した選手	幕張メッセの各ホール (11/4～6)
選手介助者	・高障求機構が参加を決定した選手の介助者として、高障求機構が参加を認めた者 ☞原則として、1名の競技選手に対して、1名	同上 (11/4～6)
選手団引率者	・都道府県選手団を引率する都道府県庁の職員等 ☞競技選手が10名未満の場合、1名 ☞競技選手が10名以上の場合、2名を上限 ・上記のほか、都道府県庁からの依頼により、都道府県選手団の引率をサポート(手話通訳者等)する者	同上 (11/4～6)
技能デモンストレーション実施者	・技能デモンストレーションを実施する者として機構が認めた者	同上 (11/3～6)
競技委員、専門委員、補佐員 ・技能競技の運営	・高障求機構が委嘱した競技委員、専門委員及び補佐員	同上 (11/3～6)
上記以外の大会スタッフ等 ・大会全体の運営	・大会スタッフ等(大会事務局、設営業者等)	同上 (11/1～7)

障害者ワークフェア 出展者、イベント出 演者	・高障求機構が出展を決定した企業・団体等 ☞原則として、1ブースにつき、5名以内 ・上記のほか、ステージイベント出演者等	同上 (11/4～5)
一般来場者	・第42回全国障害者技能競技大会の見学のため来場した者	同上 (11/4～6)
マスコミ関係者 ・全国アビリンに係る 周知・広報	・マスコミごとに、取材等における必要最低限の人数	同上 (11/5～6)

(2) 入場者への対応

入場者に求める感染拡大防止のために遵守すべき措置は、以下のとおり。

なお、これらを遵守できない場合は、他の入場者の安全を確保する等の観点から、会場への入場を認めないこと及び途中退場を求めることがあり得ることを周知することとする。

① 参加に当たっては、新型コロナウイルスワクチン（以下「ワクチン」という。）の接種（2回以上）を推奨する。ワクチンの複数回接種が困難な場合については、来場初日から72時間以内に採取した検体に係るPCR検査結果が陰性であることが証明できることを推奨する。ただし、緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が開催県下に適用された場合には、ワクチンの複数回接種又は来場前72時間以内のPCR検査陰性は、必須証明事項とする。

② 入場者は、以下の事項に該当する場合は、自主的に来場を見合わせる。

ア 体調が良くない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）

イ 同居家族や身近な知人等に新型コロナウイルス感染が疑われる方がいる場合

ウ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該国等の在住者との濃厚接触がある場合

③ マスクを持参し、会場内では基本的にマスクを着用すること。

④ 会場では、手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。

⑤ 会場内では、できるだけ他の入場者等との距離（競技エリアはできるだけ2m以上、その他は1m以上）を確保すること。

⑥ 会場内での大きな声での会話、応援等をしないこと。

⑦ 会場内では、原則として飲食を行わないこと。

⑧ 全国アビリン及びその前後の打合せ等においても、三つの密（密接、密集、密閉）（以下「三つの密」という。）を避けるとともに、マスクを着用するなど十分な感染防止対策を講ずること。

⑨ 感染防止のために定められたその他の措置を遵守するとともに、高障求機構の指示に従うこと。

⑩ 入場者が全国アビリン終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症に関するPCR検査等で陽性となった場合又は新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、高障求機構に対して速やかに報告するとともに、関係機関が行

う濃厚接触者の調査等に協力すること。

(3) 入場受付時（準備のための搬入時やオリエンテーション時等を含む。以下同じ。）の対応

【参考：資料2（受付の流れ）】

高障求機構は、入場受付時に入場者が密になることを防止するとともに、安全に大会を実施するため、会場入口等での受付の際には、以下の事項を行うこととする。

- ① 全ての入場者には、連絡先の登録及び来場日前の2週間について体調確認事項に該当する項目が無いことの疎明を行わせること（資料2別紙を提出させること）。
- ② 入場者には体温計、サーモグラフィ等を用いて検温を行い、当日37.5℃を超える発熱がある場合は、入場を制限すること。
- ③ 入場者から当日の体調に異常がある旨の申し出がなされた場合は、入場を制限すること。
- ④ 全ての入場者にマスク着用を呼びかけること。
なお、選手については、大会期間中は基本的にマスクを着用することとするが、選手の障害の種類・程度等によりマスクを着用することが困難であると高障求機構が認める場合は、この限りではない（事前に高障求機構あて申し出て、高障求機構が認めた場合に限る。）。
- ⑤ 受付場所には、手指消毒剤を設置し、入場者に消毒させること。
- ⑥ 人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること（状況によっては、受付を行う大会スタッフがフェイスシールドの装着により対応することを含む。）。
- ⑦ 入場者が距離をおいて並べるように目印の設置等を行うこと。
- ⑧ 緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が開催県下に適用された場合、ワクチン接種済証明又はPCR検査結果が陰性であることが確認できるもの（原本、紙コピー、スマートフォン等による写し）を提示させ、確認すること。
- ⑨ 全国アビリン終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症に関するPCR検査等で陽性となった場合又は新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、高障求機構に対して速やかに報告するとともに、関係機関が行う濃厚接触者の調査等に協力することを周知すること。

(4) 参加者への対応

高障求機構は、都道府県庁に対して、参加者が遵守すべき事項を予め明示して、協力を求めることとする。また、これを遵守できない参加者には、他の参加者の安全を確保する等の観点から、全国アビリンへの参加を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあり得ること及び宿泊の際は、食事等を除き宿泊施設からの不要不急の夜間外出をしないことを通知することとする。

(5) 技能デモンストレーション実施者への対応

高障求機構は、技能デモンストレーション実施者に対して、技能デモンストレーション実施者が遵守すべき事項を予め明示して、協力を求めることとする。また、これを遵守できない場合にあっては、他の参加者等の安全を確保する等の観点から、全国アビリンへの参加を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあり得ること及び宿泊の際は、食事等を除き宿泊施設からの不要不急の夜間外出をしないことを通知することとする。

(6) 競技委員等への対応

高障求機構は、競技委員等に対して、競技委員等が遵守すべき事項を予め明示して、協力を求めることとする。また、これを遵守できない場合にあっては、他の参加者等の安全を確保する等の観点から、全国アビリンへの参加を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあり得ること及び宿泊の際は、食事等を除き宿泊施設からの不要不急の夜間外出をしないことを通知することとする。

(7) 競技委員等以外の大会スタッフへの対応

高障求機構は、競技委員等以外の大会スタッフ及び会場設営等の運営の一部を外部に委託する場合には当該委託事業者等に対して、上記(6)に準じた措置を講ずるよう求めることとする。

(8) 出展者への対応

高障求機構は、出展者に対して、感染拡大の防止のために遵守すべき事項を予め明示して、協力を求めることとする。また、これを遵守できない出展者には、入場者の安全を確保する等の観点から、ワークフェアへの参加を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあり得ることを通知することとする。

出展者に求める感染拡大防止のために遵守すべき措置は、上記(2)に加え、以下のとおりとする。

- ① ワークフェアへの出展に係るスタッフ人数は、1ブースにつき5名までとすること。
- ② ワークフェア会場内では、他の出展者及び入場者との距離を確保すること（出展ブース内への同時滞在は、スタッフ・入場者を含め常時3名までとすること）。
- ③ 大きな声での勧誘や会話等をしないこと。
- ④ 飲食物（試食・試飲を含む）の提供を伴う出展の場合は、担当者はマスクと手袋に加え、できる限りフェイスシールドを着用し、提供する容器は使い捨ての物を使用の上、ごみはその場で回収し、袋を必ず密閉して廃棄するなど感染防止策を徹底すること。また、試飲・試食前後の手指消毒、食べ歩き禁止、黙食の実施、会話の際のマスク着用などの呼びかけを行うこと。
- ⑤ ブース内の複数の人が手に触れる物は、消毒液や除菌シート等を用意し、こまめに消毒する、一度入場者が手に触れた飲食物は廃棄するなど、出展者自身で、出展内容に応じた対策を行うこと。

(9) 競技会場において高障求機構が準備等すべき事項

【参考：資料3（競技エリアの考え方）】

① 技能競技及び技能デモンストレーション実施エリア

技能競技及び技能デモンストレーション実施エリア（以下「競技等エリア」という。）における感染リスクを下げるため、以下に配慮して準備することとする。

ア 三つの密を避けるため、原則として競技等エリアの中心と競技等エリアの中心の距離を2 m以上かつ競技等エリアと競技等エリアの距離（作業台などを隔てている場合においては、選手と作業台越しの隣の競技等エリア）を1 m以上空けることとする。選手と選手の間隔を2 m以上確保できない場合には、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽することとする。なお、各競技等会場の広さ、感染防止対策を踏まえ、必要に応じ、対応することとする。

イ 選手と選手以外の者との間隔をできるだけ2 m以上空けることとする。

ウ 競技委員等により、複数の選手が触れる可能性のある競技機材を、選手が入れ替わる際等にこまめに消毒する。

エ 高障求機構は、参加者、競技委員等が全国アビリン開催の間にこまめに手指を消毒できるよう、競技等エリアごとにアルコール等の手指消毒剤を設置することとする。

オ 扉・窓・搬出入シャッターの開放や空調運転により、会場内を十分に換気する。

② ワークフェア会場

高障求機構は、ワークフェア会場における感染リスクを下げるため、以下に配慮して準備することとする。

ア 出展ブースと通路の間に設置する遮蔽用ビニールシートを提供する。

イ ブース内の展示物、テーブル、イスなど複数の人が手に触れる物は消毒液や除菌シート等を用意し、こまめに消毒するなど、出展者自身で、出展内容に応じた対策を行うよう要請する。

③ 参加者や競技委員等のための更衣室、休憩・待機スペース（招集場所）等
更衣室、休憩・待機スペース等は感染リスクが比較的高いと考えられることから、高障求機構は、以下に配慮して準備することとする。

ア 広さにはゆとりを持たせ、参加者や競技委員等が密になることを避ける。

イ ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者や競技委員等の数を制限する等の措置を講じる。

ウ 室内又は待機スペース内で複数の参加者、競技委員等が触れると考えられる場所（ドアノブ、テーブル、椅子等）については、こまめに消毒する。

④ 飲食物（弁当等）の提供時

飲食物（弁当等）を参加者や競技委員等に提供する際には、高障求機構は、以下に配慮することとする。

ア 参加者や競技委員等が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行う

よう声を掛ける。

イ 飲料については、ペットボトル、ビン、缶等個別配付できるものを提供する。

ウ 参加者や競技委員等の飲食については、指定場所のみで行うよう指示を徹底する。

(10) 選手が競技等を行う際の留意点

高障求機構は、参加者及び競技委員等に対し、以下の留意点を周知・徹底することとする。

① 十分な距離の確保

競技種目に関わらず、選手が競技をしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（※）を空けること。作業の身体的負荷が強い競技の場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける必要があること。距離を確保できない場合でも、仕切りのない状態で対面することは避け、可能な限り対角に位置取りする、横並びになるなどの工夫をする必要があること。

（※）感染予防の観点からは、1 m以上の距離を空けることが適当である。

② その他

ア タオルは共用しないこと。

イ 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、黙食を実施すること。食べきれなかったもの・飲みきれなかったもの等を指定場所以外に捨てないこと。

(11) 技能デモンストレーション実施者が技能デモンストレーションを実施する際の留意点

高障求機構は、技能デモンストレーション実施者に対し、技能デモンストレーションを実施する際の留意点について、上記（10）に準じて周知・徹底することとする。

3 その他の留意事項

(1) 交通機関の利用及び宿泊における留意事項

高障求機構は、参加者、技能デモンストレーション実施者、競技委員等及び出展者に対し、以下の留意点を周知・徹底することとする。

① 利用する交通機関及び宿泊施設は、適切な新型コロナウイルス感染防止対策を採っているものに限ること。

② 参加者、技能デモンストレーション実施者、競技委員等及び出展者は、利用する各交通機関及び各宿泊施設が策定する「新型コロナウイルス対応ガイドライン」に従い対応すること。

③ 参加者、技能デモンストレーション実施者、競技委員等及び出展者は、食事等を除き宿泊施設からの不要不急の夜間外出は控えること。

④ 宿泊する際は感染拡大防止のためシングルルーム（またはツインのシング

ルユース）を利用することが望ましいこと。

（２）感染発生に備えた準備

高障求機構は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、入場者管理のため収集した氏名・連絡先の情報について、保存期間（１月）を定めて保存しておくこととする。

また、全国アビリン終了後に、入場者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や開催地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合は、対応について、必要に応じて千葉県等の衛生部局と協議することとする。

なお、感染者が確認された場合の公表の有無・方法については、感染者の人權に配慮し、個人名が特定されることがないように留意しつつ、公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に応じて検討することとする。

大会参加・競技会場来場に当たっての注意事項

1	会場受付にて「体調確認書」のご提出による連絡先登録並びに体調確認及び検温を実施いただいた方（IDカード（入場パス）所持者）以外は入場できません。（参加者及び関係者については、事前に連絡先登録等を行います。）
2	ワクチンの接種（2回以上）又はワクチンの複数回接種が困難な場合については、来場初日から72時間以内に採取した検体に係るPCR検査結果が陰性であることが証明できることを推奨しています。
3	以下の事項に該当する場合は、入場できません。
(1)	体調が良くない場合（発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
(2)	同居家族や身近な知人等に新型コロナウイルス感染が疑われる方がいる場合
(3)	過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該国等の在住者との濃厚接触がある場合
4	マスク（不織布マスク推奨）を持参し、会場内ではマスクの着用をお願いします。（選手の競技中のマスクの取扱いについては、別途とする。）
5	手洗い、手指消毒を励行してください。
6	会場内では、人と人との距離をできるだけ2m、少なくとも1m確保してください。
7	会場内では密閉空間を避けるため、扉や窓を開ける場合があります。
8	会場内では、大きな声での会話、応援等をしないでください。
9	会場内での飲食は行わないでください（ワークフェア出展者が提供する試食・試飲品を除く。また、これらについても、食べ歩き、持ち歩きは行わないこと）。（参加選手及び出展者の飲食は、指定場所で行ってください。）
10	感染防止のために定められたその他の措置を遵守するとともに、主催者の指示に従ってください。
11	競技大会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症に関するPCR検査等で陽性となった場合又は新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに報告するとともに、関係機関が行う濃厚接触者の調査等に協力してください。
12	大会参加・来場前後は、移動中や移動先での感染防止のため、感染リスクのある行動の回避などの適切な行動を取ってください。

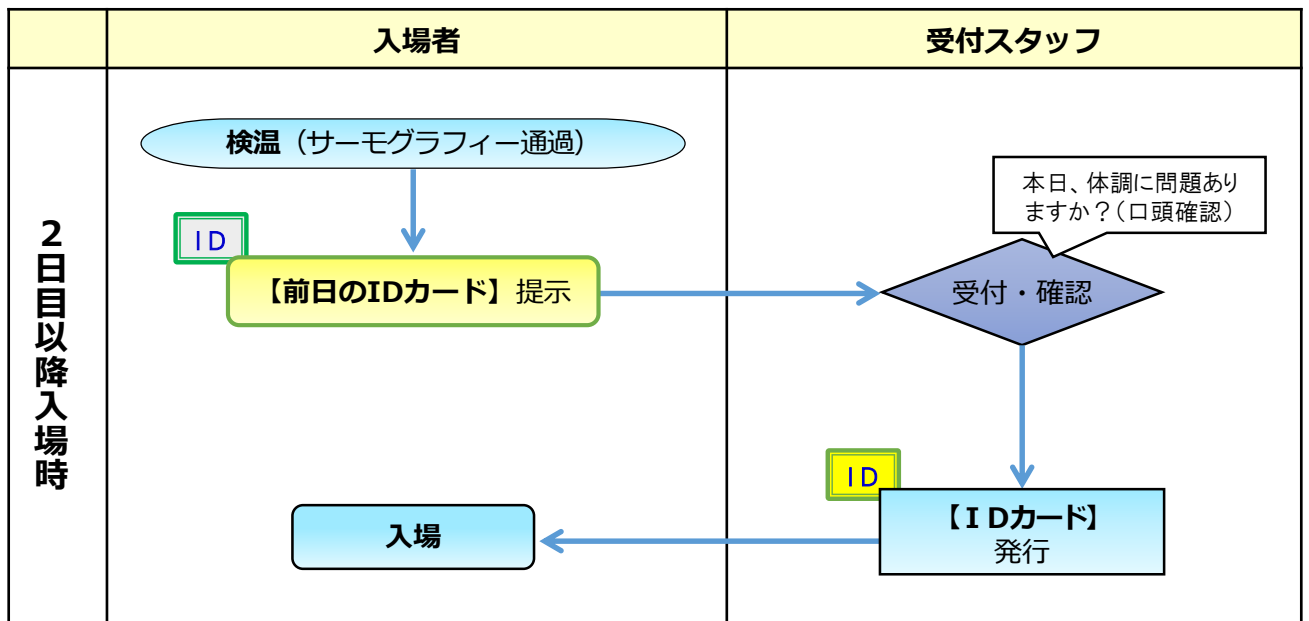
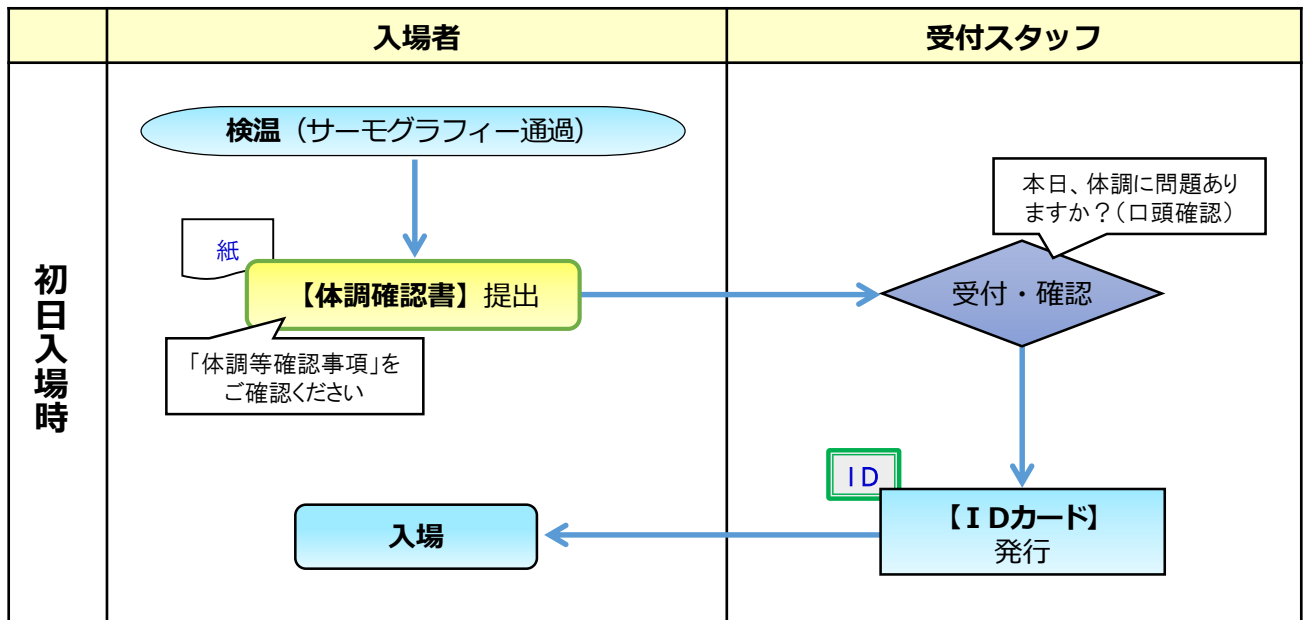
来場受付の流れ

<初日入場時>

- 必要事項を記入した「**体調確認書**」を、会場受付に**提出**（入場初回のみ）
- 受付時の検温と体調に異常がない者は、受付スタッフがIDカード（入場パス）を発行
 ※IDカード（入場パス）は、当日に限り有効
 ※同日の再入場は、IDカード（入場パス）を所持していれば可

<2日目以降入場時>

- 前日のIDカード（入場パス）を、会場受付に**提示**（入場初回のみ）
- 受付時の検温と体調に異常がない者は、受付スタッフがIDカード（入場パス）を発行
 ※IDカード（入場パス）は、当日に限り有効（各日で異なるIDカード（入場パス）を発行）
 ※同日の再入場は、IDカード（入場パス）を所持していれば可



体調確認書

第42回全国障害者技能競技大会において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、大会会場への入場にあたり、健康状態を確認するため、情報の提供をお願いいたします。
本紙は、1人につき1枚をご記入の上、大会会場への来場初日に持参し、受付にご提出ください。
大会会場では、事務局が発行するIDカード(入場パス)を必ずご着用ください。



入場者情報

氏 名	
連 絡 先 (※属性②～⑤は記載省略可)	— —

入場者の属性(該当に○)

① 一般来場者／報道関係者	② 選手・介助者・引率者(都道府県)
③ ワークフェア出展者	④ デモンストレーション実施者
⑤ 競技委員・大会運営スタッフ等	⑥ 主催者等

大会前2週間における健康状態

(※該当する項目にチェック)

本日より前の2週間について、以下の項目をご確認ください。一つでもチェックが付かない場合は、大会会場へのご入場はできません。

体調等確認事項	チェック
① 37.5℃を超える発熱が無い	
② せき、のどの痛みなどの風邪の症状が無い	
③ 普段にはない強いだるさ(倦怠感)、息苦しさ(呼吸困難)、疲れやすさが無い	
④ 味覚や嗅覚の異常が無い	
⑤ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた人との濃厚接触が無い	
⑥ 同居家族や身近な知人等に新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる者がいない	
⑦ 政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触が無い	

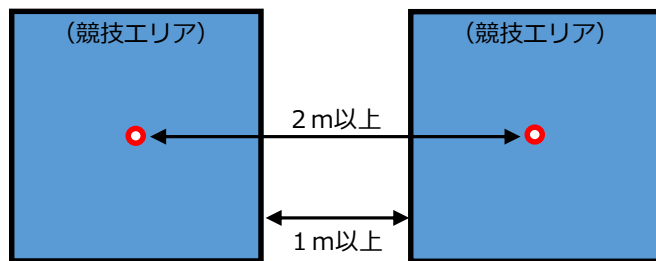
※提出された個人情報の取り扱いには十分配慮し、個人情報保護法等の法令において認められる場合を除き、ご本人の同意を得ずに第三者に提供いたしません。ただし、大会会場にて感染者患者又はその疑いのある方が発見された場合は、必要な範囲で保健所等に提供する場合があります。

競技エリアの考え方

- ① 三つの密を避けるため、原則として競技エリアの中心と競技エリアの中心の距離を2 m以上かつ競技エリアと競技エリア（作業台などを隔てている場合においては、選手と作業台越しの隣の競技エリア）の距離を1 m以上空ける。（例 1）
- ② 選手と選手の間隔を2 m以上確保できない場合には、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。なお、各競技会場等の広さ、感染防止対策を踏まえ、必要に応じ、対応する。（例 2）
- ③ 選手と選手以外の者との間隔をできるだけ2 m以上空ける。（例 2）
- ④ 競技委員等により、複数の選手が触れる可能性のある競技機材を、選手が入れ替わる際等にこまめに消毒する。
- ⑤ 参加者、競技委員等が全国大会開催の間にこまめに手指を消毒できるよう、職種又は種目ごとの競技エリアにアルコール等の手指消毒剤を設置する。

（競技エリアの考え方）

（例 1）競技エリアの中心と競技エリアの中心の距離を2 m以上かつ競技エリアと競技エリア（作業台などを隔てている場合においては、選手と作業台越しの隣の競技エリア）の距離を1 m以上



（例 2）・2 m以上確保できない場合は、アクリル板等で遮蔽
・選手と選手以外の者との間隔を2 m以上

